平成２６年（フ）第３９５号
千葉市中央区旭町13番３号　エトワール旭町301号
債務者　井上　康文
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１１８号
新潟市東区松園２丁目７番10号　福住荘５号
債務者　古田　一朗
1　決定年月日時　平成26年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１９号
新潟市東区松園２丁目７番10号　福住荘５号
債務者　古田　真美（旧姓飯塚）
1　決定年月日時　平成26年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２９号
新潟市江南区曽野木１丁目６番７―1417号、前住所新潟市中央区上近江１丁目１番46号レジデンスワタナベ108号
債務者　砂山　貞雄
1　決定年月日時　平成26年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１５７号
金沢市若宮町ホ９番地５
債務者　宮嶋　敏幸
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第６４号
長野県千曲市大字桜堂465番地１　スカイハイツ青木107
債務者　田中いずみ（旧姓家近）
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第２６号
長野県茅野市中大塩７番地10
債務者　福本しげみ
1　決定年月日時　平成26年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２６年（フ）第４８６号
愛知県知多郡美浜町大字布土字大池脇39番地
債務者　川崎　和代
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５９４号
名古屋市緑区有松町大字桶狭間字巻山55番第５番地　プレサージュ桶狭間103号
債務者　岡村ユカリ
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７７３号
名古屋市西区庄内通４丁目15番地の１　ヴィラカレッジウエスト405号
債務者　中村　雅司
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９３号
兵庫県伊丹市中野西４丁目29番地１　エステートプラザ伊丹101号、前住所兵庫県伊丹市西野１丁目262番地　パセオ伊丹303号
債務者　棚澤　　薫（旧姓泉）
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２０６号
兵庫県姫路市白浜町乙423番地
債務者　角谷　勝義
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２０７号
兵庫県姫路市白浜町乙423番地
債務者　角谷久仁恵
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１２６号
奈良県大和郡山市野垣内町２番地２　10―301
債務者　坂本　庸雅（旧姓柴田）
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１５３号
奈良市三条桧町28番１―Ａ402号
債務者　山口　里美
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第２１号
鳥取県西伯郡日吉津村大字日吉津359番地、前住所東京都荒川区町屋２丁目２番15―402号　プリメーラＯ・Ｄ・Ａ
債務者　木村英根こと　李　　英根
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第６５号
山口県下関市本町３丁目２番37号、前住所山口県下関市新地町１番１―1002号
債務者　池崎トモエ
1　決定年月日時　平成26年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
山口地方裁判所下関支部破産係